

「令和2年度生徒指導状況報告」の結果報告について

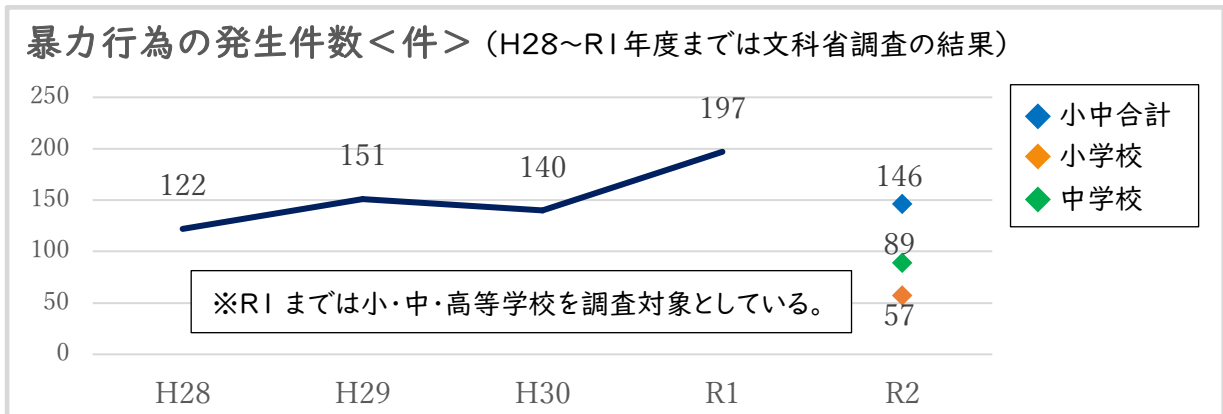
「生徒指導状況報告」は、本市が独自に実施する小中学校を対象とした生徒指導に関する調査で、各学校に毎月報告を求めているものです。調査内容は、「暴力行為」「いじめ」「長期欠席者（不登校等）」等で、各学校の実態把握のために行っております。

これまでは、文部科学省が実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」（以下、文科省調査という）の結果公表において、「暴力行為件数」「いじめの認知件数」「不登校児童生徒数」を報告しておりましたが、公表時期や公表内容に制限がありました。

そこで、今年度から文部科学省の調査結果とは別に、本市の「生徒指導状況報告」の年間集計結果を報告し、各種研修会等の資料に活用していきたいと考えています。

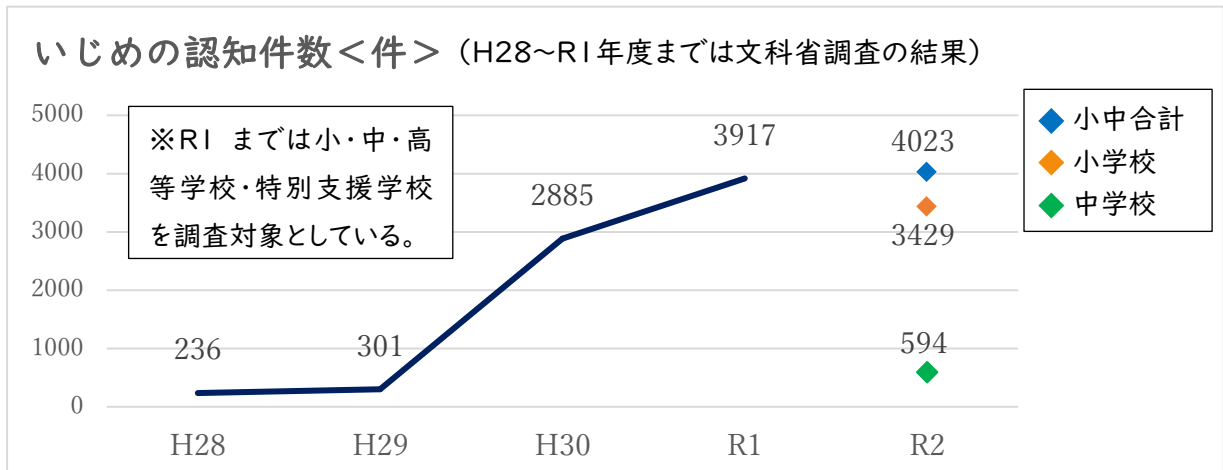
【暴力行為の状況について】

※「暴力行為」は、生徒間暴力、対人暴力、対教師暴力、器物損壊があります。



小学校の内訳は、生徒間暴力34件、対人暴力3件、対教師暴力12件、器物損壊8件であり、中学校の内訳は、生徒間暴力65件、対人暴力5件、対教師暴力6件、器物損壊13件となっている。

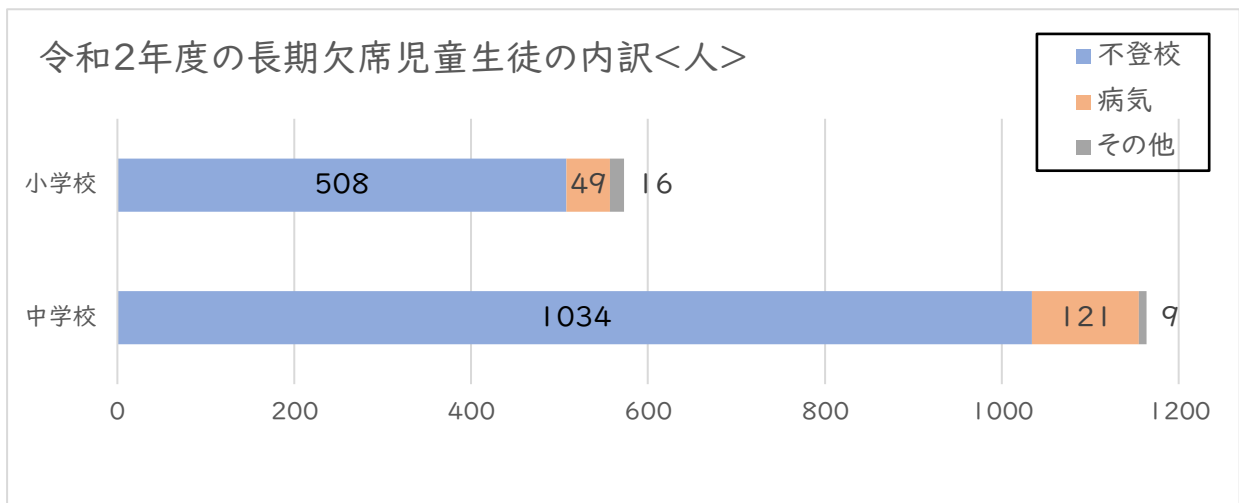
【いじめの状況について】



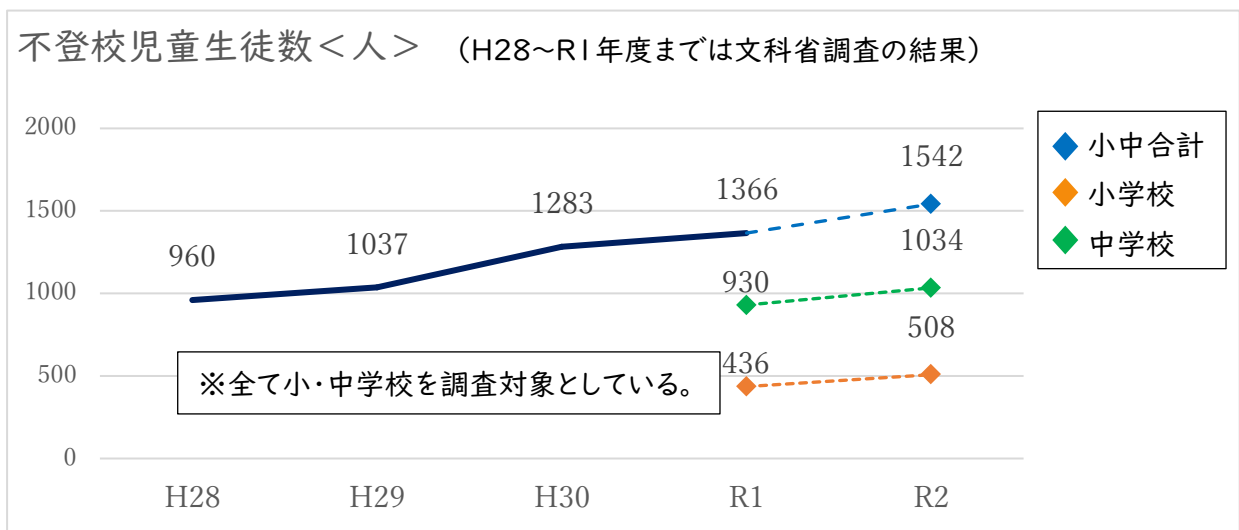
小中学校におけるいじめの認知件数は、いじめの定義の変更に基づき、平成30年度から認知に対する認識を根本から見直すよう周知・指導を行ってきた。その結果、各学校においては、日常的に起こりうる児童生徒間の軽微なトラブルであっても積極的にいじめとして認知し、指導や対応にあたった結果、認知件数の増加となった。

○ いじめの解消の要件は、①被害者に対するいじめの行為が3か月を目安に止んでいる状態であること、②被害者が心身の苦痛を受けていないこととなっている。そのため、報告の時点で解消されていないケースもあり、各学校ではいじめ解消に向けて継続した取組を行っている。

【長期欠席者（不登校等）の状況について】

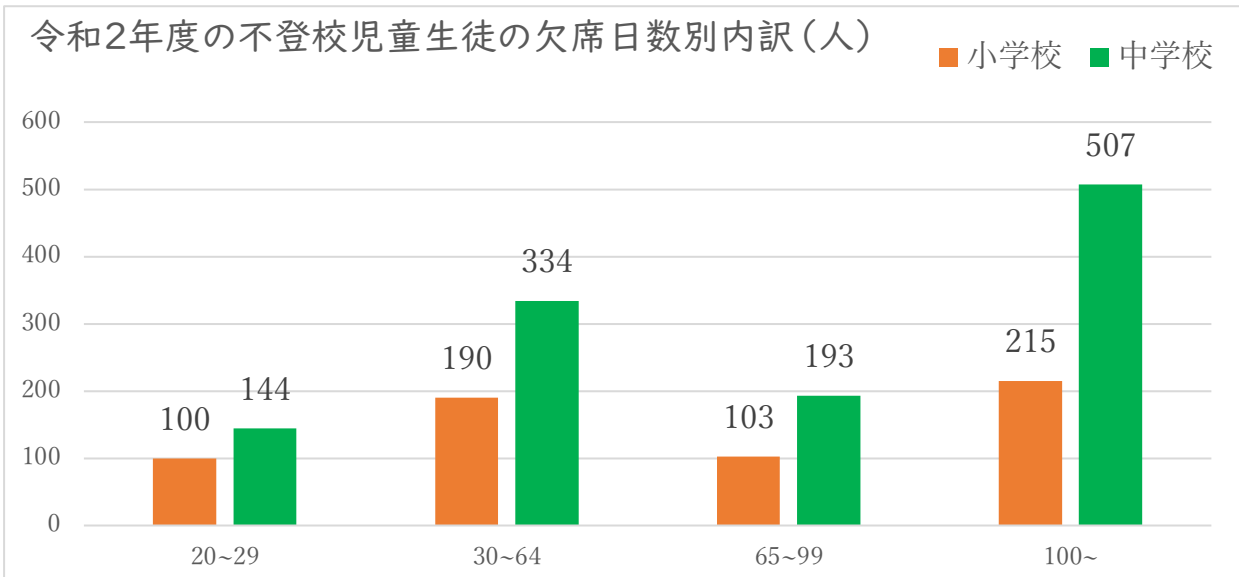


長期欠席者とは、年間の欠席日数が30日以上を超えた児童生徒で、小学校573人、中学校1164人となっている。その内訳としては「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の4つがあり、本市においては、令和2年度「経済的理由」による長期欠席者はいなかった。



令和元年度の生徒指導状況報告の不登校児童生徒数との比較では、小学校で74人の増加、中学校では104人の増加となった。不登校の主な要因としては、小中学校ともに「無気力・不安」が最も多く、次に「生活の乱れ等」となっている。不登校児童生徒には、適応指導教室やフリースクール等に通う児童生徒も含まれている。

- 不登校の要因については、令和2年度から児童生徒本人及び保護者の意見を踏まえ報告してもらうこととした。さらに、令和3年度からは、要因にいじめが含まれていないかを確認して報告してもらうこととしている。



欠席日数が20日以上29日以内の児童生徒を「不登校傾向」としている。
 30日以上（不登校となる基準の日数）、64日以内（週に2日程度の欠席）の児童生徒は、小学校で約37パーセント、中学校で約32パーセントとなっており、100日以上（年間授業日数の半分以上）の欠席が見られる児童生徒は、小学校では約42パーセント、中学校では約49パーセントであった。

- 増加傾向が続く不登校児童生徒への取組として、これまでの未然防止と早期対応に加え、居場所づくりと学習機会の確保という視点で新たな取組を行っている。特に、100日以上の欠席があり、適応指導教室、フリースクール等、どこにもつながっていない不登校児童生徒に対して、令和3年度、教育ICTを活用した学習支援を行う不登校支援校を小中学校1校ずつに設置し、モデル事業として行うこととしている。